

雨水貯留施設 設置費用助成制度



■対象施設

貯水槽の容量が100ℓ以上で、散水目的の市販のもの(市の基準に適合)

■対象 市内の土地・住宅の所有者。所有者から設置の同意を得て使用する人
※他条件あり

■助成金 購入費・工事費の総額2分の1(1基の上限30,000円)

■申請方法 12月24日(金)までに必要書類(市ホームページでダウンロード)を下記へ

■問い合わせ 下水道課 ☎38-2067

募 集

芦屋市霊園合葬式 基地の使用者募集



■案内書配布 6月21日(月)から霊園事務所・市役所受付・環境課・集会所およびラポルテ市民サービスコーナーで配布します

■対象&内容(○×は申し込みできる納骨方法)

「芦屋市霊園使用者」以外の人

【芦屋市民】以下のいずれかに該当すること

◆親族の焼骨を自宅に保管していること

→直接合葬方式○ 安置後合葬方式○

◆芦屋市霊園以外の墓地または納骨堂に納骨している親族の焼骨を合葬式墓地に改葬すること

→直接合葬方式○ 安置後合葬方式×

◆自己の死後のために生前に予約をすることで、申込日現在、65歳以上であること

→直接合葬方式○ 安置後合葬方式×

【芦屋市民以外の人】以下に該当すること

◆死亡時に「芦屋市民」であった親族の焼骨を自宅に保管していること

→直接合葬方式○ 安置後合葬方式○

「芦屋市霊園使用者」の人

以下の全てにあてはまる必要がある

◆芦屋市霊園の一般墓地を返還(墓じまい)すること

◆改葬する、または自己の死後のために生前に予約をすること

→直接合葬方式○ 安置後合葬方式×

※「芦屋市霊園使用者」とは、「既に芦屋市霊園の使用許可を受けている人(名義人)」のこと

■使用料

直接合葬方式 一体につき 10万円

安置後合葬方式 一体につき 20万円

記名板の使用 一枚につき 3万円(希望者)

福祉医療費助成制度

7月1日からの受給要件は、下表のとおりです。あてはまる人は申請してください。※すでに申請済みの人は必要ありません

医療区分	対象	所得制限基準(令和2年分所得)
高齢期移行助成	65歳になる月から70歳になる月までの人(1日生まれの人は前月までを対象) ※生年月日が昭和27年6月30日以前の人を受給要件が一部異なります。下記までお問い合わせください。	市民税が課税されていない世帯で、次のいずれかに当てはまる人 ◆世帯全員に所得がない人(年金収入の場合は80万円以下) ◆受給者本人の年金収入と所得の合計が80万円以下で、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費助成	0歳児 1歳～小学校3年生修了前まで	所得制限なし
こども医療費助成	小学校4年生～中学校修了前まで ※15歳になった後の3月31日まで	保護者等それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
母子家庭等医療費助成	◆母子・父子家庭等の父母とその児童 ◆父母と死別した児童等 ◆父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者 ※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の扶養人数が0人の場合、所得が192万円未満 扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満
障害者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
高齢障害者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

※所得制限基準の詳細は下記へお問合せください。

■福祉医療費受給者証の更新

現在の受給者証の有効期限は6月30日までです。

対象の人へ新しい受給者証を6月末に送付します(受給者証が届くまでに受診された場合は、申請により医療費を還付します。必ず領収書を保管しておいてください)

■現況届の提出(母子家庭等医療費助成制度)

現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと、受給できません

■令和3年7月1日から訪問看護療養費(医療保険適用分)を助成

訪問看護ステーション等による訪問看護療養費(医療保険適用分)の自己負担金の一部または全部の助成が受けられます。なお、他の公費負担医療制度(自立支援医療、指定難病等)の適用が優先されます

■医療機関・薬局の適正受診にご協力を。お薬手帳を持参し、薬のもらいすぎに注意しましょう

救急の場合を除き、できるだけ時間外・深夜・休日の受診は控えましょう

■問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

■申し込み 申込書を記入の上、霊園事務所(〒659-0012朝日ヶ丘町15-7)へ郵送
※霊園事務所窓口での受付はできません

■問い合わせ 環境課 ☎38-3105

■問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091
(〒659-8501 住所不要)

公募提案型補助金の 自主事業を募集



■対象 社会教育関係登録団体で、次のすべてを満たす事業

◆団体の専門性、得意分野を生かしたもの

◆広く一般市民や児童生徒を対象

◆市内在住・在勤・在学の30人以上を対象
会員が参加すること

◆市内の公共的施設で実施

◆10月1日～令和4年3月31日までに実施

◆補助対象経費が3万円以上

※他にも要件があります

■補助金額 謝金・旅費・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・保険料・使用料等の3分の2(上限5万円)

■申し込み 7月1日～20日(必着)で必要書類を持参または郵送で下記へ

地域密着型サービス事業者 の公募



■内容 看護小規模多機能型居宅介護(登録定員29人以下・生活圏域:精道圏域)整備する生活圏域については相談可能。

■対象 法人格をもつ団体

■申し込み 6月14日～7月13日の執務時間内に必要書類(6月14日から執務時間内に配布)を下記へ持参※来庁前に連絡をお願いします

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2024